

のびのび子ども補助金

～大江町保育料完全無償化補助事業～



提出締切：施設を通して通知

提出先：在籍する園へ提出

大江町では、全ての乳幼児が幼稚園等において、のびのびと教育または保育を受けることができる環境を整備するため、国や県の事業で保育料が無償となっていない保育料について月額48,000円を限度に保育料を補助します。

対象者・手続等の詳細は裏面をご覧ください。

担当 大江町健康福祉課子育て推進室
子育て推進係

電話：0237-84-6157

email：kosodate@town.oe.yamagata.jp

事業概要

保育料月額(減免等を受けている場合は減免等後の額)と補助基準月額48,000円とを比較し少ない方の額を交付額として、上期下期に分け、年間の補助額を計算します。

※次に掲げる費用は対象外となります

- ・通園送迎費、食材料費、行事費等諸経費
- ・2歳児預かり事業の朝・夕刻一時預かり料(預かり保育料)
- ・届出保育施設の延長保育料又は延長保育利用料に類する料金
- ・国や県、他自治体から補助を受けている場合、その補助相当額
(例) 大江町保育料無償化に向けた段階的負担軽減補助金額
大江町すこやか保育事業交付額 等

対象者

本町に住所を有し、生計を一にして監護を行っている子を幼稚園等に通園させており、かつ町に支払うべき前年度分までの町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、又は上・下水道料金を配偶者も含め滞納していない保護者

手続き方法

お子さんが在籍する園に下記の書類をご提出ください。

(上期：4月から8月分) (下期：9月分から3月分)

- 1. 交付申請書兼実績報告書**
- 2. 在園証明書兼保育料受領証明書**

不明な点は子育て推進室Tel84-6157へお問い合わせください。

スケジュール

上期案内→ 交付決定・交付(10月以降) 概算

下期案内→ 交付決定・交付(4月以降) 精算